

2020 年 5 月 27 日

各位

株式会社 T & D ホールディングス  
代表取締役社長 上原 弘久  
(コード番号 : 8795 東証第一部)

## 当社第 16 回定時株主総会における第 4 号議案に関する補足説明

2020 年 6 月 25 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会における第 4 号議案「監査等委員である取締役 5 名選任の件」の候補者である檜垣誠司氏（以下、「檜垣氏」という。）につきまして、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc.（以下、「ISS」という。）より、独立性に問題があるとの理由から反対推奨がなされました。

当社といたしましては、檜垣氏が当社に対し十分な独立性を有し、かつ当社の監査等委員である独立社外取締役候補者として適任であると考えております。檜垣氏を監査等委員である独立社外取締役候補者とした理由及び独立性につきましては「第 16 回定時株主総会招集ご通知」22 頁に記載のとおりですが、改めて下記のとおりご説明申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、本内容をご確認いただき、当該議案に関しご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. ISS による反対推奨に対する当社の考え

ISS は、檜垣氏が当社子会社である大同生命保険株式会社（以下、「大同生命」という。）において政策保有を目的として保有する株式（有価証券報告書掲載の「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」）の発行体である、株式会社リソナホールディングス（以下、「同社」という。）の出身であることのみをもって独立性に欠けると指摘し、同氏の選任に対して反対を推奨しています。ISS による反対推奨は、檜垣氏が同社の取締役を退任後 7 年が経過しているにもかかわらず、退職後一定期間の経過による利害関係の消滅、いわゆる「クーリングオフ期間」の考え方を適切に考慮しないものであると考えております。

また、大同生命は、営業分野における業務提携関係の維持・強化、並びに株式価値の増大及び配当等の受領により中長期的な収益を享受することを目的に同社の株式を保有しておりますが、同社が当社の金融商品取引法 第 163 条 第 1 項で規定される主要株主には該当しないこと及び檜垣氏が同社の取締役を退任後 7 年が経過していることを踏まえると、檜垣氏が同社の出身であることが当社の経営に与える影響はないものと考えております。加えて、大同生命では責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を

果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に賛同し、これを受け入れております。大同生命ではご契約者等の利益を第一に考え、利益相反が発生しうる局面および利益相反管理方針を定めたうえで、適切な議決権行使を実施しております。具体的には、政策保有株式の議決権行使の実施部署を融資や法人営業部門から独立した株式投資担当部門とし、議決権行使ガイドラインの制定や重要議案の審議、行使結果の事後検証等、スチュワードシップ活動全般に社外有識者を含む委員会（スチュワードシップ委員会）が関与する体制としており、檜垣氏が同社の出身であることが大同生命での議決権行使に与える影響はなく、ISSが懸念する市場による規律の低下にはあたらないと考えております。

## 2. 当社が監査等委員である独立社外取締役候補者とした理由

檜垣氏は銀行持株会社である同社の取締役兼代表執行役及び株式会社りそな銀行の代表取締役兼執行役員として企業経営に携わった豊富な知識・経験を有するとともに、銀行持株会社である同社において監査委員である取締役を務めた豊富な知識・経験を有しております。

また、檜垣氏は2018年6月に当社の独立社外取締役に就任以来、当社の取締役会及び取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会のすべてに出席のうえ、一般株主保護の観点等から必要な発言および有益な意見表明を行っており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大きく寄与しております。

引き続き、檜垣氏の豊富な知識・経験を活かし、当社において一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督の役割を果たすことが期待できるため監査等委員である独立社外取締役候補者としてしました。

## 3. 独立性に関する当社の考え

檜垣氏は、2013年6月まで同社の取締役に就任しておりましたが、同社の取締役を退任後7年が経過しております。

また、コーポレートガバナンス・コードにおいて独立社外取締役の独立性判断基準について「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである」とされているところ、檜垣氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める独立性基準を満たしております。

上記の理由により、当社は、檜垣氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。

なお、当社は、檜垣氏を株式会社東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

以 上